諮問番号：令和２年度諮問第１７号

答申番号：令和２年度答申第２６号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○○○○○○区保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３０年１１月２２日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

（１）審査請求人は、○○銀行（以下「Ａ銀行」という。）に預金口座を保有しており、そこに振込入金された９，９５９円（以下「本件入金」という。）を知人からの貸金の返済であると錯誤し、法第６１条に従い処分庁に届け出た。

（２）ところが、本件入金は知人に貸していた携帯電話の代金であり、貸金の返済ではないことが判明した。

（３）本件入金は金銭貸借になく、審査請求人の名板貸し行為であって収入ではないため、返還を求める。

（４）仮に本件入金が貸金の返済であっても、一時的に貸した金員の弁済が収入になるとは到底解せず、民法債権債務が適用されるべきであり、これらを含めて不服審査するものである。

弁済金が収入として看做されることは到底承服できない。

（５）全ては、法律でこれを定めるとした日本国憲法（以下「憲法」という。）第１０条に違反するものであり、会計六法並びに税法、収入の規定についても貸金の弁済額が無金利である以上、収入認定されるとは解されない。

（６）憲法第１４条のとおり、全て国民は法の下に平等であって、生活保護者だけが貸金の弁済について収入とされることは不平等であると解される。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）申告錯誤について

審査請求人は、本件入金は知人に貸していた携帯電話の代金であることから、審査請求人の収入ではない旨主張している。

本件入金があった翌日（平成３０年９月２６日）に携帯電話代金が引き落としされている入出金記録があることから、審査請求人が知人に貸していたと主張する携帯電話の代金は、審査請求人が支払っているものと推認される。携帯電話の利用者については定かではないが、審査請求人が主張するとおり、本件入金が審査請求人名義の携帯電話の代金支払のために得た収入であったとしても、収入認定すべき金銭であることには変わりなく、申告錯誤をもって本件処分を取り消されるべきとする審査請求人の主張は採用できない。

（２）本件入金の収入認定について

処分庁は、審査請求人名義の預金口座の入出金記録にあった平成３０年９月２５日付けの振込入金（９，９５９円）について、審査請求人から保護受給前の貸金に対する弁済である旨申告があったことから、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第８の３（２）エ（イ）に基づき、本件入金はその他の臨時的収入であるとして８，０００円を超える額である１，９５９円を収入認定することとしたものであり、処分庁の判断には一定の合理性が認められる。

審査請求人は、仮に貸金であったとしても、一時的に貸した金員の弁済金が収入としてみなされることは承服できないと主張している。

しかしながら、法第４条の規定のとおり、生活保護では、最低生活の維持にあて得る金品は全て収入として認定するのが原則であり、保護受給前の貸金に対する弁済金は最低生活の維持にあて得る金品と認めざるを得ず、収入として認定しないことは社会通念上の観点からみても適当であるとは言えない。

（３）まとめ

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は見当たらず、審査請求人の主張は採用できない。

なお、審査請求人は、次官通知について法律ではないため承服できない旨主張しているが、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第３項の規定に基づく処理基準、すなわち生活保護法令を実際に適用するうえの具体的指針であり、生活保護行政は、生活保護法令に定めるところはもとよりのこと、次官通知等実施要領に従って適正に実施されるべきものであるとされている旨付言する。

（４）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和２年　８月２６日　　諮問書の受領

令和２年　８月２７日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：９月１０日

口頭意見陳述申立期限：９月１０日

令和２年　９月１７日　第１回審議

令和２年１０月２２日　第２回審議

令和２年１１月２７日　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第１項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により「（前略）この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）地方自治法第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である次官通知の第８の３（２）エ（イ）は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（中略）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額８０００円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と記している。

（３）処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第１０の２（８）は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、（中略）当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。）」と記している。

（４）地方自治法第２４５条の９第３項は、「各大臣は、特に必要があると認めるときは、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第１号法定受託事務の処理について、市町村が当該第１号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。」と定めている。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２９年１２月１２日付けで、処分庁は審査請求人に対して、法による保護を開始した。

（２）平成３０年７月１８日付けで、審査請求人は処分庁に対して、資産申告書を提出した。資産申告書には、Ａ銀行口座を含む複数の預金口座等を保有している旨が記載されていたが、通帳等の提示がなく、残高や出入金の確認ができないため、処分庁は審査請求人に対し、通帳の提示を指示した。

（３）平成３０年１０月１５日付けで、審査請求人は処分庁に対して、保有する銀行口座の残高や出入金が確認できる資料として、Ａ銀行口座の平成３０年９月６日から平成３０年１０月１２日までの期間の明細照会結果（以下「明細書」という。）を提出した。明細書には、「２０１８．０９．２５　振込１　○○○○○　９，９５９」と記載されている。また、審査請求人が同日付けで提出した証明（申告）書には、「平成３０年９月２５日に○○銀行〔Ａ銀行〕本店営業部私名儀に、○○○○○から金９，９５９円振込されたのは、元々「貸金」していたものが、それが弁済されたものであります。」と記載されている。

（４）平成３０年１１月８日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、通知書（○○○保生第１８０３０４４７９号）を送付した。通知書の「１　理由」の欄には、「平成３０年９月２５日付、その他収入９，９５９円に８，０００円を控除した１，９５９円について１２月分保護費より減額調整します。」と記載されている。

（５）平成３０年１１月２２日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、同年１２月分の保護費の支給額を決定する本件処分を行った。本件処分の保護決定通知書（○○○保生第１８０３２８３３０号）の「１　理由」の欄には、「期末一時扶助の認定　平成３０年９月２５日付、その他収入９，９５９円に８，０００円を控除した１，９５９円について１２月分保護費より減額調整します。」と記載されている。

（６）平成３１年２月１３日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）本件について、平成３０年１０月１５日に、処分庁が審査請求人から提出された明細書を確認したところ、審査請求人のＡ銀行口座に９，９５９円の入金があったという事実に争いはない。

しかしながら、審査請求人は当初、処分庁に対して、本件入金は友人からの貸金の弁済であると回答していたが、本件審査請求においては、携帯電話を貸していた電話使用料の振込である旨主張している。

（２）近時において、ほとんどの者が携帯電話を保有していることから、生活保護受給者であっても携帯電話の保有及びその利用は認められるべきものである。また、自己所有の携帯電話を第三者に貸与することも、それが犯罪行為に利用するなど社会通念上許されない目的によるものでない限り認められる。この点、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成１７年法律第３１号）の施行により、携帯電話事業者だけでなく、契約者や貸与業者に対しても本人確認に関する義務が定められ、違反者に対しては罰則も定められているが、携帯電話の貸与自体が禁止されているわけではない。

もっとも、本件についてみると、審査請求人と携帯電話会社との間の携帯電話に関する契約内容、友人に携帯電話を貸与した理由等について、審査請求人からの具体的な主張はなく、社会通念上許容される目的で携帯電話の貸与がなされた事実を裏付ける証拠の提出もない。

（３）預金債権は、振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込があったときは、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して振込金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当であり（最高裁判決平成８年４月２６日判決民集第５０巻５号１２６７頁）、特段の事情が認められない限り、本件入金については預金口座の名義人である審査請求人が、銀行に対して預金債権を取得するものであるため、審査請求人の収入として認定することができる。

（４）したがって、処分庁が、審査請求人からの収入申告を受けた９，９５９円が貸金の弁済であるとして、前記１（２）に基づき、本件入金９，９５９円のうち８，０００円を超える額１，９５９円を収入認定する本件処分を行った判断は、違法又は不当なものであるとは言えない。

（５）次に、処分庁が返納額を収入充当（減額調整）した判断に、違法又は不当な点がないかを検討する。前記１（３）のとおり、局長通知は地方自治法上の処理基準であるから、これに基づく減額調整の判断については、違法又は不当なものであるとは言えない。

なお、本件減額調整の程度が１，９５９円であることからすれば、審査請求人の日常生活に悪影響を及ぼすものとは認められない。

したがって、処分庁が前記１（３）に基づき、収入認定により生じた差額１，９５９円について、同月分保護費の収入認定額の変更決定を行ったとすれば生じることとなる返納額を収入充当（減額調整）し、同年１２月分保護費の支給額を決定する本件処分を行った判断も、違法又は不当なものであるとは言えない。

（６）以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）針原　祥次

委員　　　　　衣笠　葉子

委員　　　　　野田　崇